

史料 河原子の漁業

日立の水産 歴史篇 2

本資料は、財団法人日立市水産振興協会（日立市産業経済部農林水産課内）が1987年3月に発行した『日立の水産 特集河原子の漁業』第4号に掲載された「Ⅰ 明治・大正期の河原子町漁業—新聞記事集成—」と「Ⅱ 昭和戦前期の河原子町漁業統計」を再編集したものである。

農林水産課の職員で『日立の水産』の編集を担当した数藤和義さんに誘われて、編集の一部（歴史部門）を当時日立市郷土博物館に所属した島崎和夫がお手伝いした。

今となっては、追加すべき史料や説明が必要な事項もあろうが、34年前の仕事をそのままに紹介する。

日立市域において、かつて水産業（漁業と加工）は今では想像できないほどに重要な意義をもっていた。しかし研究はきわめて少ない。その点で本資料が研究の進展になにかしら役に立てるのではないか。これが今回、本資料をまとめなおした動機のようなものである。

（2021年12月 島崎和夫）

目次

| | |
|---------------|---|
| 河原子町と漁業 | 3 |
|---------------|---|

1 明治・大正期の河原子町漁業—新聞記事集成—

| | |
|------------------------------------|----|
| (1) 概況 | 4 |
| 史料1 明治44年2月 河原子町漁業状況ルポ記事(1) | |
| 史料2 明治44年2月 河原子町漁業状況ルポ記事(2) | |
| 史料3 明治44年2月 河原子町漁業状況ルポ記事(3) | |
| 史料4 明治44年2月 河原子町漁業状況ルポ記事(4) | |
| 史料5 明治45年6月 河原子町マグロ大漁報道 | |
| 史料6 明治45年7月 河原子漁況報道 | |
| (2) 漁業組合・魚商組合 | 6 |
| 史料7 明治38年2月 河原子町漁業組合総会報道 | |
| 史料8 明治38年10月 河原子魚商組合設立報道 | |
| 史料9 大正2年2月 河原子町漁業者と漁商組合の紛争報道 | |
| 史料10 大正2年2月 河原子町漁業者と漁商組合の紛争続報 | |
| 史料11 大正2年2月 河原子町漁業者と漁商組合の紛争解決報道 | |
| (3) 漁況 | 7 |
| 史料12 明治38年10月 河原子町カツオ漁最高漁獲者報道 | |
| 史料13 明治41年5月 河原子の初鯉漁報道 | |
| 史料14 明治41年11月 河原子のカツオとブリ漁報道 | |
| 史料15 明治42年3月 河原子最高漁獲者表彰報道 | |
| 史料16 明治42年4月 多賀郡各浜の塩辛生産報道 | |
| 史料17 大正元年8月 河原子浜の大アワビ報道 | |
| (4) 漁港整備 | 8 |
| 史料18 明治41年5月 河原子浜の養魚場開設計画報道 | |
| 史料19 明治45年7月 河原子港建設延期報道 | |
| 史料20 大正10年12月 河原子漁港設置請願報道 | |
| 史料21 昭和7年3月 河原子浜漁船繫留防波堤陳情報道 | |
| 史料22 昭和9年6月 河原子浜漁船繫留防波堤完成報道 | |
| (5) 遭難事故 | 8 |
| 史料23 明治38年4月 河原子流網船、鹿島沖で網流失報道 | |
| 史料24 明治38年12月 河原子漁船が滑川沖で会瀬の漁船を救助報道 | |
| 史料25 明治40年5月 河原子町3漁船遭難も帰船報道 | |
| 史料26 明治40年12月 河原子漁船、豊間沖で遭難事件ルポ記事 | |
| 史料27 明治42年3月 河原子町青年団、水難救助組織結成報道 | |
| 史料28 明治42年4月 河原子町漁船、磯浜沖遭難事故ルポ記事 | |
| 史料29 明治43年5月 明治42年茨城県内遭難死者数報道 | |
| 史料30 大正6年1月 河原子町手繰網船遭難報道 | |
| (6) その他 | 11 |
| 史料31 明治41年6月 大鋸屑放流禁止請願報道 | |
| 史料32 明治45年2月 河原子町青年会・水難救助団活動報道 | |
| 史料33 明治45年6月 河原子町商人評判報道 | |

参考 漁船の動力化について『史料 川尻の漁業』収録史料

2 昭和戦前期の河原子町漁業統計..... 12

| | |
|---------------------|--|
| 第1表 昭和3～13年 河原子町漁獲高 | |
| 第2表 昭和16・17年 多賀町漁獲高 | |

- 第3表 昭和6・9・14年 河原子町漁業の概況
第4表 昭和6・9・14年 河原子町鮮魚の移出
第5表 昭和3～13年 河原子町職業別従事者数・戸数

河原子町と漁業

近代における河原子漁業の変化の時期は、二つほど考えられる。ひとつは大型船から小型船に転換する時期、いかえればカツオ漁からタイ、タコなどの漁へ変化する時期。おそらく大正末期から昭和初年頃であろう。第二には昭和14年河原子町と国分村にまたがる地に日立製作所が進出し、半農半漁とよばれる漁家経営が変化をきたしたであろう時期。前者はたんに漁船の小型化という現象だけではない。経営規模の縮小や大型漁業を営む資本が漁業から撤退したり、その大経営から分出された漁民たちが自立するという内容も含んでいるのではないだろうか。明治末あるいは大正期に他の漁村で漁船の動力化・大型化が進んでいるのに、河原子浜はその逆をあゆんでいるのである。

後者については昭和4年に同じような事態をむかえた会瀬浜の例が参考になろう。ただ会瀬浜においては、一般漁業の労働力が日立製作所に吸収され、一般漁業は衰退に向かうのにかわって定置漁業が発展をみせるのである。この定置漁業は他地域からの資本と労働力をもって営まれており、漁獲高の推移については河原子浜と異なる様相をみせている。

こうした二つの大きな変化の原因、背景およびその具体相について、よく知られていないのが現段階の研究動向である。その検証にはまだまだ史料が不足しており、研究も不十分である。聞き取り調査を含めて今後の史料発掘が急務であるといえよう。そして、第三の画期になろうとしているのが、数年前から進められている河原子港の整備、荷捌所・船曳場等の漁業関連施設の整備それにアワビ増産を主目的とした藻場造成などの事業であろう。この事業が真に河原子漁業の振興、漁民の自立化を促進する契機となることを望みたい。

[以上は『日立の水産』（第4号 特集河原子の漁業）の付記からとった。執筆は日立市水産振興協会事務局で日立市産業経済部農林水産課の数藤和義さんである]

明治22年（1889）の町村制施行時に、多賀郡に属する河原子村は単独で町制をしいた（『茨城県の地名 日本歴史地名大系8』初版第一刷 p.88及びp.858で村としているが誤りである）。ほかに一村が単独で町制をしいたのは、茨城県北部の那珂郡域では湊（ひたちなか市）・磯浜（大洗町）・大宮（常陸大宮市）、久慈郡域では太田（常陸太田市）、多賀郡域では、平潟・大津（北茨城市）である。大宮・太田を除く5町に共通しているのは、漁村ということである。自治体として単独でも十分に資力をそなえ、かつ村とは言いながらも都市的様相をもっていた。

そのような河原子町が国分・鮎川村との合併時の昭和14年（1939）には「河原子町ハ前記ノ通り戸口僅少其ノ面積狭隘ナル小邑ニシテ海岸ニ面スルモ漁業振ハズ、僅ニ海水浴場トシテ辛ウジテ其ノ命脈ヲ保チ来リタル」ありさまとなり、そして河原子町長は「御承知のやうに狭い町でし

て、農といつてもこれといふ産物がある訳でもなく、ほんの小百姓の集りで御座いますので……常になんとかして工場でも建て、貰ひまして日立、助川のやうになりたいと考えて居りましたのです」と語る（『多賀町の新生と坂上村の合併』）。

国分村や鮎川村に比して「戸口僅少其ノ面積狭隘」は、一村で町となったのだから当然のことであるが、「漁業振ハズ」それは漁船の動力化・大型化が進まず、逆に無動力を維持しながら小型化していくという事態の結果であろう。その要因はどこにあるのだろうか。

ひとつ本書に収録した明治40年（1907）と42年における漁船の遭難事故（史料26・28）がひとつには影響しているのではないだろうか。さらに本資料に収録できなかった（見つけれなかった）明治43年3月12日の遭難事故がある。この日茨城・千葉両県にまたがる大暴風雪が出漁中の漁船を襲った。茨城県内では神栖市域から日立市域までの10町村の漁業者556人が行方不明あるいは亡くなるという例のない悲惨なできごととなった。日立市域では久慈28人、水木34人、河原子16人、会瀬17人である（『那珂湊市史 近代・現代』p.243）。これらのあいつぐ遭難事故は河原子町民とりわけ漁民の心に生々しくかつ深く刻まれたに違いない。そして遠く沖合に出漁するのではなく、天候の急変に対応できる近くでのタイ、タコ漁に転換したその結果としての小型化の進展ではなかったろうか。

史料・統計を利用する前に

史料の収録にあたっては、原文の形式を残すようにつとめたが、縦書きを横書きにし、読みやすいよう適宜読点を入れた。また表にした際には印刷の都合上若干形式を変えている。

統計の収録にあたって、「事蹟簿」の数値と他の資料、例えば『茨城の水産』の数値とでは、同じものを扱っていても大きな差異がある。『茨城の水産』は県商工水産課の独自調査によるものである。「事蹟簿」は各市町村役場が土地・戸口から産業・教育・兵事・町財政など町勢全般にわたって作成、記入を県から義務づけられたものである。しかし「事蹟簿」の記入はたいへんな作業であって、町村の調査体制はそれに追いつけず、その記載内容は完全なものでなかった。昭和戦前期について『茨城の水産』と比較してみると、いずれも「事蹟簿」が内輪の数値を記している。対比できる箇所はそうした点をふまえて利用されたい。「事蹟簿」については、明治末からのこれほど多項目の長期にわたる統計を外に見いだせないこと、大きな変化を読みとるうえで支障ないと考えられることから、疑問の数値があってもそのまま掲載し、利用に供することとした。

[この項は2021年12月3日に追記]

1 明治・大正期の河原子町漁業—新聞記事集成—

(1) 概況

史料1 明治44年2月 河原子町漁業状況ルポ記事(1)

(『いはらき』明治44年2月9日付)

東海漁業生活(一) 荒き波間、軽き操縦 板子一枚、下は地獄

春は黒鉄は徹す辰巳風にも真裸体の向鉢巻き、夏は船上の敷板狂はず炎天下に弥増す汗と鬨ふ赤銅色、秋は物皆哀れなるにも頓着せず、冬は鼻下に氷柱を見せつゝ稼業大事と一心不乱、荒き波間を軽く操縦して曳や蓬来の勇ましき掛声に櫓拍手高く、板子に稼ぐ苦勞の数々も船主宅にて催ふす一夜の沖上り酒宴に忘れ去る、偕てもいぢらしく哀れなる漁夫の様かな、大漁であれば格別労働の仕甲斐もあれど一朝不漁と来た日にや一船のおん大たる船長は側目も振らず小さくて成て逃ぐるかのように自宅へと戻込むから其の図体の割には存外気は優しいものだ、船主への遠慮と船員に骨折り損の疲勞(くたびれ)儲けを詫びると云ふに外ならぬのであろう、漁夫どもは漁浜町村の花で死活機能執行者であるから其の活動如何は直接土地の盛衰に大関係を有することは云ふ丈け野暮百も承知の介であるが、比較的待遇が好くないのは識者の一考と世の同情を求むる処である、閑話さておき茲に書き出すは多賀郡河原子町の漁業状況で斯業上に経験零の余がホンの見聞した儘の一夜記事(つくり)である。或は誤聞があるかも知れん、読者幸ひに非を責めず、実を賞めよと

年額十三万円 海水浴としての河原子は既に何人も知悉せらるゝならんも、直ちに外洋に面せるを以て輓近各地に行はるゝ大規模漁獲の方法は氣候潮流等の変化により群をなし遊泳する魚族の通路広汎に渉ると大形船の発着上便宜を得ざるより、未だ其の実行を見るに至らざるのみならず、祖先の遺方に踏襲するに過ぎずして、殆んど革新せられたる跡はぎが如し

唯遠海稼業に使用せらるゝ船体の年を追ふて梢や長大に趣きつゝあると、注意すべきは一人乗りテンテン漁に従事するもの増加し、大形船に乗込む漁夫の減少せんとする傾向ある事なり、其の他に於ては各種漁業に従事する船数はさしたる増減を見ざるも、秋刀魚網漁の近年大盛況を極めたるは漁業界の僥倖とや云はん、各種一艘毎の漁獲数量は大體に於て減少の傾向ありと雖ども、魚価の逐年騰貴する為め年額には大した相違なく毎年十三万余円内外にあるが如し

船主と漁夫 船主が漁夫を雇入るゝに二種の方法あり、一を方言「めかり」と云へ他を「職」と称す、「めかり」

は漁獲高に準じ、予じめ定めたる割合を以て船主と漁夫間に収益を配当する方法にして漁夫の収入は魚価の高さに比例す、始め船主と漁夫間に此の方法により雇傭の契約成立するときは漁夫は通例身代金即ち船蔵を船主より借入るゝ習慣にして、其額は一定せずと雖も一人に付金五拾円内外とす、「船蔵」は無利子にて加ふるに返済期限も未定なるが、概ね契約解除をなす時年末陰曆大晦日に受渡すものにて、此の船蔵金は貸倒れとなるが如きは殆んど無く且つ其の返済を了せざる間は他の船主所有船に漁夫として乗込むこと能はざる法律同様の習慣に制裁され居るより、是れを破るもの殆んど稀なりと云ふ

主従の関係 漁夫は子々孫々或る四季特定の船主に対し船子たる結果を継承し、其の関係、主従に於けるが如くなるも近時自由に船主を選択するの傾きありて、此の関係曩日の比にあらず、故に新に船主たらんとせば漁夫を得るの点に一大苦心の存するものなりしが、現今に於ては左程の困難を感じざるが如し、又「職」とは或る漁期を限り一定の給金を以て雇傭の契約を成す方法にして、其の締結は通例前漁期の終りとす、漁期間の食料は船主の負担にして給金は漁期の終りに支給するを原則とするも漁夫の事情により適当と認めたる金額を前貸することあり、一身上の事故により欠漁するか或は中途解除を申出でたる場合は一定の標準に拠りて之を定むる筈なり

史料2 明治44年2月 河原子町漁業状況ルポ記事(2)

(『いはらき』明治44年2月10日付)

東海漁業生活(二)

「職」と「めかり」の優劣 「めかり」と「職」との優劣が未だ容易に断じ難きは勿論である、何となれば「めかり」必ずしも常に大漁なるに非らざれば「職」の方不漁と限らざるなり、「めかり」に於ては漁獲高の上るに随ひ漁夫の収入も増加するを以て、漁、不漁は直ちに漁夫の収入は予め一定して漁、不漁と何等の関係を有せざるなり、若し漁、不漁が常に漁夫の勤怠にあるとせば「めかり」の方「職」に優れるは明瞭なれども、未だ必ずしも然らざる理由は魚族集来の場所に対する判断の如何と捕獲の功拙如何と所謂運、不運に依りて漁獲高の決定せらるゝものなるを以てなり、故に漁、不漁に至大の関係あるは寧ろ船長と漁夫の人選にあると

漁獲金の分配 「めかり」の方法にて稼業する場合に於ける漁夫の分配割合を見ると、鮭漁は期間内の漁獲総高より其の費用(食料・こませ代・薪炭料・祭典酒肴料・釣道具其の他雑用)を控除したるものゝ二割を船主の収入とし、其の残額を漁夫数に船代(船主の収入)として四人を加へたる人数に平分す、(一)鮪流網、鰯網、秋刀魚網漁

等総て網具を以て漁獲せし漁業にありては、其漁業高より費用を控除し、金高五分と其の半額を船主の収入とし、残額を漁夫数に船代二人を加ひたる人数に平分す、(二) 繩船、蛸船其の他雑漁は漁獲高より費用を控除し、其の残額を漁夫数に船主の船代二人乃至三人を加へたる人数に平分す、(三) 以上の場合に於て其の期間内漁獲無きか或は漁獲高費用の支弁に不足を生じたる時、即ち(喰込み)となりたる時は、其の損失額は船主の負担とし、鮭漁(職船を除)は漁夫全員の負担とす

船主と漁夫 当河原子町に於ける船主数並に漁夫の概数は左の如し

船主数百五十二名、漁夫数六百名、船主内鯉船以下秋刀魚網等を有するもの三十名にして、他は乗組五、六人より三人以下の小船なり、而して秋刀魚網船以上の船数は五十艘、其の他百余艘に過ぎざるもの如し

史料3 明治44年2月 河原子町漁業状況ルポ記事(3)
(『いはらき』明治44年2月11日付)

東海漁業生活(三)

漁夫生活状態 漁夫は概ね幾分の田畑を有するを以て三農七漁と見ることが出来る故に、不漁の年と雖ども生活上著るしき窮乏を訴ふることは稀れである、男児は十四五才より父兄と共に海上の稼業に従事すること通例で、見様、見真似に競ふて船乗りに精を出すから、漁夫の農耕は殆んど女子の手に委せらるゝものである、従来漁夫は無学の者のみで、古人は一目して「船方」と茶化した、近來教育普及の結果子弟総てが義務教育を受くるに至り、随つて文学を解する漁夫さへ出て来た、現に我が「いはらき」などは朝夕彼等の好読みものと成つて居ると云ふことだ、次に船主の状態とは問ば是れとて一様には云へ難きも、漁夫に比して著しき懸隔あるを普通とする、船主中には初めより資産の点に於て優勝なる地位を占め居るものと漁夫なりしものが、追々勢力と資産とを得て船主となり、除々と懸隔せしものとの別がある

漁業の種類 は鯉、鮪、流網漁、鰯、秋刀魚、網漁、テンテン蛸、鰯刺網、繩船、其の他雑漁である、今以上の各漁期と漁夫配当額とを数字的に記してみよう、鯉船の漁期は六月一日より十月三十一日に至る五ヶ月間即ち百五十日にして、他の各漁業に比し其の期間最も長く、漁業中の主脳として重要視されて居る、随つて漁獲高も高値は免れざれど平均四五万円と見て大差なく、漁夫雇入れに就ては「めかり」「職」を併用するのは前紙記載の如くである、而かして職に於ては漁夫一人漁期間の給料七十五円を普通としてある、船長は普通漁夫の一人半分で、子供は一人分の半額と定めて置くようだ、期間の長き割合に天候の都合又は祝祭日等により出漁せざるを以て、実際の漁業日数は八十日内外だと本漁を営なむ船主は其の数十二名大中十二艘にして、乗組漁夫は大が三十五、六名で、平均二十余名、其の概数三百名であらう

船体の構造 に於ては古來差したる変化を認めざるも年を追ふて長大になり、茲四五年前は長さ六間半、巾七尺五寸、櫓九挺を立つるもの首位をし、現時は最大なるもの

長さ七間半巾九尺乃至一丈で櫓は十三挺立てとなつた、そして船体は進水後七ヶ年間出漁に堪へ得ると云ふ、今新一艘を建造して本漁に従事する場合の収支を示して、読者と共に船主気取りに成つて見れば

鯉大船の部(但職船)

一 金四千八百五十円也 総支出高
内 訳
金四百五十円也 漁船一艘代 長七間半、巾九尺乃至一丈
金八百三十七円五十銭 船具並漁具
金九十七円五十銭 櫓十三挺代 一挺に付金七円五十銭つゝ
金四百円也 「餌罎捕獲用」 ポーク網二張代 一張に付金二百円つゝ
金四十五円也 大帆一個二丈八尺
金二十七円也 中帆一個二丈四尺 一人半分
二、二千二百五十円也 漁夫三十人 一人に付七十五円つゝ
三、百五十円也 小供四人 普通の半人分づゝ
金千五十円也 出漁費
一、六百五十円也 食料百五十日分
二、五十円也 薪炭料
三、百円也 祝祭日酒肴料
金二十円也 逃げ帆一個
金十六円也 唐ちん帆一個
金五十円也 繩 具
金十四円也 鍋網二本
金二十円也 舵一枚
金一二円也 櫓三本
金百円也 水桶小道具類
金二十円也 舢舨一艘
金二千五百十二円五十銭 給料
一、百十二円五十銭 船長給金
四、二十円 舵手、水先

報酬

五、二百円 こませ代
六、三十円 漁業税
以上

一 金五千二百五十円也 総収入高
但鯉一尾魚目七百匁と見做し五掛とし、金三十五銭漁獲一万五千尾と見積る
差引金四百円也 船主純益

[註] 東海漁業生活の(四)(五)は、掲載時期の『いはらき』新聞の保存がなく、収録できなかった。

史料4 明治44年2月 河原子町漁業状況ルポ記事(4)
(『いはらき』明治44年2月18日付)

東海漁業生活(六)

祝祭に関する旧慣 は左の通りにて当日は稼業を休み、漁夫は船主方にて酒宴を張るのが普通だ
一月一日より四日迄並に十四、十五、十六日まで七日間
一月三十一日 (替職期) 一日間

二月十四日、十五日 (真弓神社例祭) 二日間
 三月廿五日、廿六日 (鎮守例祭) 二日間
 五月三十一日 (替職期) 一日間
 六月十五日、十六日 (祇園祭) 二日間
 六月廿七日、廿八日 (阿波祭) 二日間
 九月廿九日 (鉦間例祭) 一日間
 十月三十一日 (替職期) 一日間

漁獲物販賣権 帰船と共に陸上げされたる漁獲物、鯉、鮪、秋刀魚類等の大株は(小船は水産支部販賣所に競売するにより、大船漁獲物に限る)悉く常設指定の鮮魚商に左右せらるゝから、先着船に客たる甲、某商人は今や本船の賣方となりて、乙、某以下の同業者に対し盛んに価格の掛引きを試むると云ふ状態で、随分議論も遣れば叩き合の喧嘩に花も咲かせる。斯くして販売権の実を尽すので、各漁漁業家も信頼して委託し置き、船主は腰に下げてる「浜帳」に記入するに過ぎぬから、格安なと陰で非難するさへ未だ曾て棄にしたくもないとはハテ、サテどういふことと不思議があるのであるが聞けば合点する、如何に買欲満の鮮魚商も自己の責務たる賣方に当ては人情と営利なるものが既に頭脳を去り先着船に賣負けするよう努むるから、当町船は始終価格は高低なく其の日に一定せらるゝのである、斯かる習慣とは云へながら因襲の久しき尚は且つ依然として実行せられつゝあるは何と一奇観ではあるまいか、指定商を方言代惣と称すれども、蓋し船主惣代を転倒したる語弊であろうと僕は想像する、尚信用あるものは四季に涉り数艘を担当し居ると云ことだ

裸体採鮑船 は一艘一人乗りで、毎年五月一日より十月三十一日を限りとして、本県令で厳禁されてある此の期間の出漁日数は六十日位に見てある、当町の該業者は六名で一艘である使用船は中古の一人乗り漁船で、代價は五、六円で求め得らるゝ、それに必要具は櫓一挺一円二十拾錢、錨一個八十錢、同綱一本六十錢、「屯だし」一挺三十錢、「すかり」一個三十錢、海水用の眼鏡で眼鏡には二種類ある、甲が一眼で一円五十錢、乙が両眼にて六十錢である、乙を使用する者が多い、其の他生籠二十五錢、火鉢三十錢、税金四円三十錢、槓代一日分十五錢、是れに自分さへ乗れば漁が出来る、漁場は当沖合で浪打際より二百間、水深凡そ五、六尋の所或る特定の暗礁(磯と云ふ)に生棲する鮑をば、眼鏡を掛け腰に「すかり」、手に「なだし」と云ふ身構へにて、息をこらして潜入し捕獲すること一日五、六回で、一回の労働時間は三十分内外で其の間浮び上がつては呼吸をなしつつ潜入すること恰も水禽の如く、果ては疲労と寒冷とを癒せんが為め船上の火鉢にて槓火の暖を取る、殆んど一時間以上に渉るもので一漁期の漁獲高は一人に付平均二百貫目、此の価格二百円に達すると云ふ、裸体採鮑者は誰も真似出来得ざる専科特種とも云べき漁業で、漁業中過度の労働する丈け平素摂養にも心掛けて居らねばならぬとの事だ

搦布船 一ヶ年を通じ僅かに十艘内外で漁問の際などは臨時に多数の出船を見る、鏡の如き沖合二百間位の漁場にて一人乗り、二人乗りの小船が争ふ如く無暗矢鱈に引掻き廻はり居るは是れぞ沃度製造の原料たる結晶灰(ひるぶ)

となす搦布(かじめ)漁業船である、勿論副業であるが多額の金高に上るもので期間の制限もある、毎年六月一日より翌年二月二十八日迄出漁する、で三月一日より五月三十一日までは県令で厳しく禁じられてある、使用船は十中の八九古船で、価は十円内外、漁具は五、六尋の棒材で鎌を附け鎌刈りと捻り刈りの二種がある、何れも一円で出来る、一日の採藻高は生葉で百五六十貫目、乾燥して五十貫、製灰すれば十四、五貫目、一円に付八貫目である〜金二円より一円五、六十錢になる、一ヶ年の金高は一千円以上に達する、当時沃度灰の開祖は本部豊浦町川尻の松本厚、草柳君三、川崎常太郎其の他の諸氏であるそうだ

史料5 明治45年6月 河原子町マグロ大漁報道

(『いはらき』明治45年6月6日付)

河原子だより

多賀郡河原子町の近況を可申速述候、当町は毎度紙上ににて物せし如く漁業本位に候へば、漁獲の有無は直接全町の盛衰に至大の関係を及ぼすは勿論に候、然るに昨年以来殆んど勇ましき櫓声を耳にせざりし処、数日前より鮪の大漁多きは三百尾より少なさも五六十尾を下らず、船主・漁夫の夷顔久し振りにて見受け候、沈み勝ちなる町況を頓みに活気を呈し初め候〔後略〕

史料6 明治45年7月 河原子漁況報道

(『いはらき』明治45年7月6日付)

河原子だより〔抜粋〕

夏季の漁業乗替期も旧慣により去月二十一日より出船仕候、世が世であれば鯉漁に従事すべきに何れも流網漁を競ふの傾向あるは決して樂觀し得べき現象とは申上兼候、各漁村に於ける石油発動機据付漁船の勃興と破天荒の豊漁を聞くからに、平素漁業発展地を以て人も吾れも許せる我が河原子町の前途聊か心細き感なき能はず候、されど幸ひ出船後何れも好況なるは結構至極に候、例の漁港問題も実地測量等着々進行したりと思ひの外去る二十八日の急施町会にて道路改修費と共に一と先つ宿題として延期相成候趣に候

(2) 漁業組合・魚商組合

史料7 明治38年2月 河原子町漁業組合総会報道

(『いはらき』明治38年2月22日付)

漁業組合総会

多賀河原子町漁業組合通常総会は、去る十三日午前十一時より同町鈴木永太郎方に於て開会せり、出席者二十五名、委任代理者五十二名、合計七十七名にして、県庁よりは松村第六課長、大越属、石堂多賀郡書記出張臨席し、会議に先たち松村課長より水産上に関する二時間余に渉る講話あり、一時休憩の上会議に移り、理事中より鈴木文平氏議長に推選せられ、左の数件を議決し閉会せしは午後八時頃なりしと

- 一 明治卅八年度歳入出経費予算の件
- 一 規約変更の件
- 一 賦課徴収法改正の件

- 一 監事任期満了に付撰挙の件
- 一 理事改選の件

因に記す監事には大和田藤吉、和地源三郎二氏、理事には鈴木文平、鈴木繁太郎、小又弥十、根本福松の四氏当撰せり

史料8 明治38年10月 河原子魚商組合設立報道
(『いはらき』明治38年10月4日付)

河原子魚商組合創立總會

多賀郡河原子町魚商早見磯松氏外十一名の発起に係る同会は、去る一日午後五時より全町真砂楼に右創立總會を開けり、出席者二十一名、委員代理者六名総計二十七名にて組合員三分の二以上に達せしかば、発起人中より鈴木繁太郎氏を議長に推選し、左の件を議決せり

- 一 河原子魚商組合規約議決の件
- 一 三十八年度歳入出経費予算議決の件
- 一 総代撰挙の件
- 一 組合撰挙の件

而して前記総代には早見磯松、友部貞次郎、白土秀吉、鈴木幸太郎、鈴木繁太郎、鈴木儀之介、大内利三郎の七氏、又た組長には早見磯松氏当選し、全十一時散会したり

史料9 大正2年2月 河原子町漁業者と漁商組合の紛争報道
(『いはらき』大正2年2月10日付)

河原子漁業界紛擾

多賀郡河原子町漁業者の漁獲鮮魚代金の回収は将来の慣行上同町魚商組合にて取扱い、其受渡方法に就ては、一定の時期あるに拘らず日を経るに従ひ無期延滞となるより、漁業家一同は七日午後一時より同町旅館永野屋に相会して協議を重ねたるが、魚商組合にても当日岩崎楼に於て本年度予算其他の諸件議決の爲め総会を開催中なりしより、長井市次郎・鈴木繁太郎・友部栄吉・川上音太郎・黒沢百太郎の五氏を委員として岩崎楼に赴かしめ、自今現金買入にせんとを交渉せしに、魚商組合にては現金買入に賛同する故、爾来前切四分五厘(百円に付四円五十銭)を五分に修正せんことを求め、委員は交渉の始末を報告せしに、漁業家等は前切の修正は到底実行し能はず、又た魚商組合にて同修正を肯んぜざれば、現金買入の相談に応じ難しといふならば、我々は共同販売の方法を設け、魚商組合に関係無く鮮魚の販売を為すべしと主張し、茲に漁業者と魚商組合の反目を生じたる爲め、漁業家にして魚商組合長なる白土秀吉氏は八日組合長の辞表を提出したりといふ

史料10 大正2年2月 河原子町漁業者と漁商組合の紛争続報
(『いはらき』大正2年2月14日付)

船主と魚商の軋轢

多賀郡河原子町に於ける漁業者対魚商の銭切り問題は竟に漁業組合対魚商組合の軋轢となり、漁業組合にては此程某所に会し、魚商組合にして現金取引並に四分五厘銭切りを肯んぜざるに於ては、以後河原子町魚商者とは一切取引せざること、若し之を犯す者は五十円以上の罰金を徴収すべ

く申合せ、組合員一同此の非賣同盟に記名捺印したるが、斯くと聞きたる魚商組合にては是亦急施会を開きて對抗策を凝議し、一方白土組合長の留任を勧告すると同時に同町漁業組合の鮮魚は切買入れぬこと、若し犯則者あらば五十円以上の違約金を徴収する事とし、茲に互に宣戦を布告し、漁業組合にては共同出荷に奔走する、魚商組合にては縁故を辿つて組合外なる三人乗り以下の漁業者を引付け挑戦しつゝあるが、斯くては同町の発展を阻害すること少なからざるより、両者の間に仲裁を試める者あれど、意気込凄まじく容易に融和の見込みなしといふ

史料11 大正2年2月 河原子町漁業者と漁商組合の紛争解決報道
(『いはらき』大正2年2月24日付)
河原子紛紜落着

多賀郡河原子町に於ける漁業者対魚商の紛紜は其の後益々面倒を加へ、直接漁獲物の立値に影響を及ぼすのみならず、従来の取引上にまで迷惑を生ずるより、永井町長・町会議員松田・鈴木・間宮・栗田の三氏、窪木・長山両運送店主等熱心調停の労を執りし結果、漁業者側の主張なる四分五厘の銭切を四分六厘に修正して魚商者側の承諾を得、二十二日午後一時より楽遊桜に和解の宴を開き、調停者及び双方の代表者等出席し、茲に全く円満の解決を見るに到れりと

(3) 漁 況

史料12 明治38年10月 河原子町カツオ漁最高漁獲者報道
(『いはらき』明治38年10月29日付)
河原子町の最高漁獲者

多賀郡河原子町に於ける本年鯉漁季中の最高漁獲者は、一等千六百三十円四十九銭佐藤当作・二等千四百九十二円九十銭友部磯吉・三等千三百五十八円九十三銭根本福松の三名なり

史料13 明治41年5月 河原子の初鯉漁報道
(『いはらき』明治41年5月7日付)
河原子の初鯉

多賀郡河原子町にては去る四日帰航したる各鮪流網漁船が何れも十五六尾乃至二三十尾の鯉を漁獲し来れるより、前日来沈睡の状にありし同町も初鯉の呼声と共に俄に景気付き、人気も大に引立ちて見えしが、相場は一尾に付大は一円五十銭、小さきも尚一円を下らざりし云ふ

史料14 明治41年11月 河原子のカツオとブリ漁報道
(『いはらき』明治41年11月2日付)
河原子町鯉鯽漁獲

同町本年該漁の漁獲高を聞くに、去る二十六日迄の調査に係り、鯉に於て一万二千六百七十七円七十九銭・鯽流網に於て六千二百二十円六十九銭に達せるが、其一人別漁獲高は左の如し

鯉の部

二、八三〇円九三 友部忠七

二、七三四円一七 根本政八
 二、六五一円二八 友部磯吉
 二、二一一円二四 佐藤常作
 二、〇二五円一七 山上多吉
 鰯の部
 一、五四八円二四 小又幸蔵
 一、三九二円六八 友部栄吉
 一、二〇七円四三 小又弥十
 一、〇六四円六四 大内峰松
 一、〇〇七円七〇 益子清作

史料15 明治42年3月 河原子最高漁獲者表彰報道
 (『いはらき』明治42年3月8日付)

河原子優勝旗授与式

本県水産組合河原子支部にては例年の通り漁業上奨励の爲め、一昨六日前年度最高漁獲者に対する優勝旗並に褒賞授与式を挙行せり、午後一時一同着席するや鈴木支部長の先導にて知事代理山田多賀郡長臨場し、鈴木支部長の式辞に次で山田郡長は左記二名に優勝旗を授与し、夫れより各職最高漁獲者一番より三番まで十八名の船主並に船長に鈴木支部長より祝旗並に万祝衣を授与し(以上支部賞品)終りて知事代理山田郡長の優勝旗に関する訓示演説、秋元同町長、鈴木収入役、船橋同校長、早見魚商組合長等の祝辞朗讀、受賞者総代根本福松氏の答辞あり、式を終りたるが、当日は恰も陰曆二月十五日にて真弓神社祭典に相当し、漁業家は一般に休船し、加ふるに満船飾の漁船順序正しく陸着しありて、一層の美観を添へ、来観人多く盛況なりしと、而して優勝旗受賞者並に其漁獲金高左の如し

夏職 一、金三千九十二円四十錢五厘

船主 根本福松
 船長 同人

春職 一、金一千八百六十六円五十九錢七厘

船主 黒沢百太郎
 船長 川上平太郎

史料16 明治42年4月 多賀郡各浜の塩辛生産報道
 (『いはらき』明治42年4月18日付)

多賀郡昨年の塩辛産額

多賀郡に於て昨四十一年中製造したる塩辛の産額及び価格を聞くに、数量二百七十五石・価格七千四百七十五円にし之を製造地に區別すれば左の如し

| 製造地名 | 数量 | 価格 | 単価 |
|------|-----|------|-----|
| 坂上 | 四石 | 一〇〇円 | 二五錢 |
| 河原子 | 二〇 | 四四〇 | 二〇 |
| 高鈴 | 一 | 三五 | 三五 |
| 豊浦 | 一二〇 | 三八四〇 | 三二 |
| 大津 | 一〇〇 | 二五〇〇 | 二五 |
| 平潟 | 三〇 | 六〇〇 | 二〇 |
| 合計 | 二七五 | 七四七五 | |

史料17 大正元年8月 河原子浜の大アワビ報道
 (『いはらき』大正元年8月14日付)

一貫目の大鮑 河原子沖で採獲

多賀郡河原子町漁夫友部弥蔵(四十)は、十二日午前十時頃同町大島磯に於て重量約一貫目ある南瓜大の大鮑を採獲し、一円二十錢にて某魚商に賣渡したるが、斯る大鮑は古老も尚は曾て見ざることなりとて見物に来る者多く、殊に海水浴客等大挙群集し、我れ先きに之れを見んといさかひ一時は非常の雑踏なりし、又弥蔵は余りの不思議さにもしや海中の主にてもありてはと、只管海神の怒りを恐れ、採鮑を中止して帰宅し、神酒など供へて無事を祈りたりと

(4) 漁港整備

史料18 明治41年5月 河原子浜の養魚場開設計画報道
 (『いはらき』大正8年2月18日付)

河原子の新事業 養魚場拡張と棧橋架設

多賀郡河原子町勝景の一なる烏帽子岩前面の対岸には先年来養魚場の設計ありしが、規模頗る大なるを以て寧ろ其位置を背部に変更すべしとの希望者多数なるより、経営者は其位置を変更すると同時に更に一大拡張を行ひて株式組織と為すの計画あり、愈々株主募集を開始せば地方有力者は勿論東京問屋ありしも、有力なる資本家の応募あるべき見込なりと〔以下、棧橋架設については略〕

史料19 明治45年7月 河原子港建設延期報道
 (『いはらき』明治45年7月13日付)

河原子築港の延期

多賀郡河原子町は過般三万余円を以て築港すべき計画にて、之れが設計をも為したるが、其後種々の事情の爲め無期延期と為すに至りたりと

史料20 大正10年12月 河原子漁港設置請願報道
 (『いはらき』大正10年12月4日付)

河原子漁港 県会へ設置請願

河原子町長永井哲三郎氏は昨日県会に出頭、河原子漁港設置の請願書を提出、尚中村議長に面陳する所ありたり

史料21 昭和7年3月 河原子浜漁船繫留防波堤陳情報道
 (『いはらき』昭和7年3月2日付)

河原子海岸防波堤築造陳情

梅原河原子町長・鈴木町議・友部漁業組合長らは河原子海岸に漁船繫留上防波堤を築造する必要ありと、一日出県陳情した

史料22 昭和9年6月 河原子浜漁船繫留防波堤完成報道
 (『いはらき』昭和9年6月1日付)

河原子船溜

河原子町の救国事業として工費三万五千円を投じ施工中であった船溜、護岸工事はこのほど完成した

(5) 遭難事故

史料23 明治38年4月 河原子流網船、鹿島沖で網を流失報道
 (『いはらき』明治38年4月19日付)

流網船の災難

去る十五日の夜多賀郡河原町鈴木源三の所有に係る流網船は、本県鹿島浦沖合二百尋内外の処にて従業中、急潮の爲め遂に全部を流失され、翌十六日鹿島郡波崎村へ入船せし趣き同家へ電報ありしと云ふ、聞く処によれば網数は九十反にて見積り価格は五百円内外なりと、同町水産組合支部にては各所に通知書を発し、同時に支部員同業者は各自持網を補助し、再び出漁せしむるとに決定したりと云ふ

史料24 明治38年12月 河原町漁船が滑川沖で会瀬の漁船を救助報道 (『いはらき』明治38年12月27日付)
難破船を救ふ

多賀郡河原町照沼辰次郎の所有船は、去る二十三日全人外五名乗り組み出船、縄漁業に従事して一先づ帰漕し、同夜縄漁業の目的にて午後五時頃迄に餌料に供する章魚の漁獲を終り、再び漁場に運航せんとせしに、同郡滑川沖合水深十四五尋の場所に一本乗り漁船の転覆し居りしを発見し、直ちに漕ぎ寄せ救助したるが、該遭難船は同郡高鈴村大字会瀬関与十なるものにして、風波の爲め転覆したるものにて船体と共に無事会瀬浜に入航せしと云ふ

史料25 明治40年5月 河原町3漁船遭難も帰船報道 (『いはらき』明治40年5月20日付)
河原町遭難漁船

多賀郡河原町漁民は、去る十七日天候俄かに険悪となり、加ふるに水戸測候所より暴風雨の警報ありしも数日来大漁打続けるとして、何条猶予し居るべき我れ先にと出船せり、然るに夜に入ると共に漸やく風雨激しくなりしかば、同町水産組合支部にては常設焚火所に松明を焚き、各航海船に便宜を与へつゝ警戒怠りなかりしにぞ、午後十一時迄に姓不詳勘外三名、鈴木源蔵外十三名、大内峰松外十五名乗組三漁船を除く外悉く無事帰船せしが、翌十八日に至るも右三艘の行衛不明なるに□て、加えて朝来よりの濃霧に海上を□見するも只湧返る浪の岩に狂ふのみにて□々たる□□何一ツ眼に入るものとしてなきに、〔

〕ぶみなりしが、午前十一時頃より霧晴るゝと同時に風も亦□み沖合に三漁船の漂流し居るを激かに認めしが、之ぞ前記の三艘にして陸上より救助船を出さんと為し居るうち、勘介所有船は其船体小にて到底陸着の見込なければとて投錨せしむる船具悉皆及び四名の漁夫は源造の所有船に乗移り逆捲く怒濤を辛ふじて漕抜き、午後一時三艘とも帰船するを得たるが、一時は平磯町の悲しき二の舞をやらねばならぬかと町中大騒なりしと

史料26 明治40年12月 河原町漁船、豊間沖で遭難事件ルポ記事 (『いはらき』明治40年12月12日付)
漁船遭難詳報 船長自殺して遭難の申訳す

多賀郡河原町百八十一番地佐藤誠方所有の秋刀魚刺網漁業船が去る六日十一名乗り込み、回航先なる同郡平潟港を出港し従業中同夜大洋中に於て暴風雨のため遭難し、遂に四名の溺死者を出したる次第は、取敢へず昨紙電報掲載の通りなるところ、今其詳報を得た□□左に記さん

同船は平潟出港後、同日午後六時磐城国豊間沖合凡そ二百尋位の場所に於て漁業をなし、一万五千尾余の漁獲ありしに、折柄暴風に船員一同は漁具の始末を終り、一生懸命帰路を急ぐ一刹那悪□□ひ事来り、同時に大山も爲めに隠れるかと思わるゝ程の怒濤容赦なく船上を打越し、海水船内に充満したるより、一同は船体に取り纏がり船内の水波みに意を注ぎたるも、総ての浮き器即ち杓等は既に流失したる事とて、漸くにして沖箱と称する各自携帯の衣類箱にて水を汲み出し尽さんとするも刺網の障害に自由の運動を欠き、止むを得ず庖丁を以て切断、悉く流失したり、斯くて翌七日迄には三名行衛不明となり、残り八名は櫓具は更なり□等の欠くべからざる船具まで大半を漂流されたるも、僅かに水棹等に帆を張りつゝ見るも、憐れに九日迄の三日間一縷の帆力を頼みに陸地近く寄せ来り、同日午前七時頃漸く二三の救助船漕ぎ来たるを認めれば勇気百倍したるに、船長根本孝太郎(三十四)は何思ひけん、一同に告げて曰く「皆の者能く働き呉れ謝するに言葉なし、幸ひ二、三の漁船見ゆるに於ては最早安心せられよ、行衛不明とせし船長たる我が身は何顔在つて此の儘帰国するを得ん、死出の旅は道連れなけれど後より三名に申訳すべし、イザサラバ」とばかり海中深く身を躍らせ□□りし儘、再び浮び来らず無き人の数に入りぬ、一同は大に驚きたるも亦如何ともする能はず、泣く泣く陸岸近く寄せ力なげに右二、三の漁船に救助されて磐城国江名浜に着航したるは同日午後九時頃なりし

根本船長は明治二十七年の徴兵適齢にて海軍水兵に合格し、日清戦役の功により従軍勲章を賜わり、同一等水兵に昇進満期除隊となり、除隊後に漁業に従事し常に乗込船の船長たりき、昨三十九年本県水産試験場筑波丸乗込水夫を県下各支部より撰抜するや、同人亦河原町支部より選ばれて同船廻航員の一人となり、那珂湊に着航するに及んで漁夫長に推選せられたり、生存者七名は船主佐藤誠太(二十九)・同人弟佐藤亀太郎(二十五)・同人叔父海野野之太郎(四十一)・宮本治郎(二十五)・白土巳之太郎(三十九)・吉田精太郎(二十二)・湊町生れの姓不詳松吉等にして、行衛不明者船長根本孝太郎(三十四)・吉田吉之助(四十九)・小又籠松(四十四)・益子奎吉(□□)の内吉之助は生存者清太郎の実父なりと

史料27 明治42年3月 河原町青年団、水難救助組織結成報道 (『いはらき』明治42年3月13日付)
河原町水難救助組

多賀郡河原町北□青年小又順一・梅原西之助・友部辰次郎等発起□なり、四十余名の同意を得て、今回水難救助組なる青年団を協議し、諸種の事情より起り漁業者の被害を救助する外青年風紀の改善を計る筈にて来月早々盛んなる発会式を挙げる由なり

史料28 明治42年4月 河原町漁船、磯浜沖遭難事故ルポ記事

(『いはらき』明治42年4月1日付)
五昼夜の漂流 漁夫十五名の溺死詳報

多賀郡珂原子町九六黒沢百太郎所有鮪漁船が去る二十日夜東茨城郵磯浜町沖合に出漁中暴風の為め船体転覆し、乗組員十六名中十五名行方不明となり、小又三次郎（二十四）只一人生残りて鹿島郡波野村大字神向寺地先に漂着したる趣は、先頃の紙上に其概様を話したるが、尚ほ生存者小又三次郎に就て漂流五昼夜間の模様を聞くに惨状筆紙に尽し難きものあり、其の二、三を左に掲ぐ

先六名を浚はる 当夜暴風雨の襲ひ来ると共に船長川上平七初め乗組員一同は相警めて転覆の防禦やら避難方法やらに全力を注ぎ毫も油断せざりしが、二十一日午前二時と覚しき頃山の如き巨濤眉を圧して起ると見る間に忽ち船体転覆して十六名の乗組員は礫の如く海中に投げられ、其中十名は辛くも泳ぎ寄りて船底に縋り付きしが、残る六名は逆巻く浪に巻込まれて呼べど答ひず全く行方不明となりたり、船底に攀上りし十名の中船長を除ける九名は片時も早く船を起して防禦の方法を講ぜんと焦り立ちしも、川上船長は手を挙げて静に之を制し、只今船を起せば網の為に手足の自由を失ひ却て如何なる難儀に陥らんも知れず、寧ろ斯くて夜明けを待ち徐ろに避難の策を講ずるに及かずと説き、転覆せるまゝ行方も知れず波の間に間に漂う中、刻一刻荒れに荒れ来る狂瀾怒濤は木葉の如く船体を掀翻し、亦属々船底の人を浚ひ行きしも、其都度一同力を協せて奪ひ返り扶け出しつゝ一刻千秋の思ひにて夜明けとなるを待ち侘び居たり

又々人名を失ふ 斯くて漸く二十二日の朝は来れり、海上の寒気は肌を刺す許りなりしも空には一点の浮雲なく拭る如き晴天なれば、今日こそ同業船の救助を得るに至るべしと一同雀躍して勇み立ち、ソレとは云はねど各自心中に神仏の加護を祈り居りしも、何しろ磯浜沖合二十海里水深凡そ四百尋位の場所なるに加へて暴風雨の後なれば救助船はおろか鳥の影だに射さずして英日も空しく暮れしより、一同落胆失望して張詰めし気は挫け、前日来の疲労も出て死人同様船底に取付きしまま夜もすがら漂流したるが、翌二十三日の朝となれば残るは只前記の小又三次郎及び友部伊之太郎（三十五）の二名のみ、川上船長初め他の八名は何時しか浪に浚はれて影も残さざるより、両人は互に預を見合はず許り、話しをする力さへなく折から降り出せし雨を凌がんとて銘々筒袖外套の頭布を眼深に被り、船は渺々たる大海を漂ふ儘に任せ置きたり

泣て後事を托す 朝来日光をも見る能はずして空しく雨中に漂ふこと数時間、正午近き頃に至り伊之太郎は突如として三次郎に向ひ『お前はまだ確乎して居るから生きて還られやうが、俺は逆も助かる見込がない、今の場合コンナ弱音を吐けば口力を落すだろうが俺は最う諦めた、併し俺が死んだと聞いたら嬢は五人の子供を抱いて気違ひになるかも知れぬ、最期の頼みはお前が首尾よく生きて還られたら何も是迄の運だと諦らめて子供は親戚へ頼むなり何なりする様に嬢アへ呉々も伝へて呉れ』と涙ながらに思入つて云出たれば、三次郎もせき来る涙を払ひかねつゝ種々勵ましたれど其甲斐なく、二時許りを経て遂に亡き友の跡を追ひたり、三次郎は今や只一人となりて心細さ遣る方なければ、伊之太郎が最期の頼みを思へは何でもかでも生きね

ばならずと自ら勇気を奮ひ起し、日頃信仰する鹿島神社の冥助を心に祈りつゝ、通り合はする同業船もがなと四方に眼を配り居たれど、水や空なる涯もなき大海には我乗りし破れ船の外また一物の眼に入るものなく、聽て其日も黄昏れて恐ろしき夜は来れり

掌の雨水を飲む 其夜は連りに渴を覚えしも詮方なければ外套の頭布より落つる雫を掌に受けては飲み飲み夜もすがら物凄き浪の音に脅かされつゝ明るるを待ちしが、翌二十四日は昨日に代る晴天となりたれば、漸く蘇生の思ひを為し或ひは船内の空所に潜み或は船底に匍匐して、寄せ来る波を凌ぎつゝ的もなく漂ふ中、午後一時と覚しき頃鹿島郡波野村大字小宮作海岸を距る約五、六町許りの場所に漂着したれば最早や大丈夫と勇氣百倍し、手早く着衣を脱捨てゝ襦袢一枚となり、漁具用の水樽及び小板一枚を脇挟むや五昼夜間飲まず食はずにて疲れ切つたる身をも顧みるの違なく、洵然と許り逆巻く激浪中に躍入りたり、話替つて波野村にては是より先難破船の漂流を認め、村長・巡査等出張して救助船の準備中なりしかば、斯くと見るや猶予なく出船して三次郎を救助し、大久保甚介方に担ぎ込みて手厚き介抱を加へたるより、三次郎は全く九死に一生を得て其儘同家に二泊し、廿六日体力稍恢復するを待て河原子町に帰宅したりと云ふ

史料29 明治43年5月 明治42年茨城県内遭難死者数報道 (『いはらき』明治43年5月25日付)

今年の遭難漁船 溺死者は僅か卅四人

県下昨年中の漁船漁夫及び遭難統計によれば

鹿島郡 夏海村は雑漁船六四、漁夫一五八、白鳥村沿海は雑漁船二四、漁夫二五〇、東下村は鰹船一、秋刀魚船五、ギス船四〇、雑漁船二七二、漁夫二三一四にして遭難及び死亡漁夫等なし

東茨城郡 磯浜町は鰹船六四、鮪船三、秋刀魚船二五、ギス船四〇、雑漁船三〇一、漁夫三〇八〇にして遭難船及び死亡漁夫など無し

那珂郡 湊町は鰹船、鮪船各二〇、雑漁船一六、漁夫一三八四にして遭難船三艘、死亡漁夫十二名あり、平磯町は鰹船四二、鮪船五六、秋刀魚船五四、漁夫一三六〇にして、遭難船四艘、死亡漁夫一人あり、磯崎は鰹船一六、鮪舟二八、雑漁舟一一九、漁夫四七一にして遭難船五艘ありしも死亡漁夫一人もなし

久慈郡 久慈町は鰹船二〇、鮪船八、秋刀魚船二八、ギス船三〇、雑漁船一四〇、漁夫八八〇にして遭難船一艘、死亡漁夫三人あり

多賀郡 坂上村は鰹船一二、鮪船一二、秋刀魚船八、雑漁船一五、漁夫二三〇にして遭難船なく、河原子町は鰹船一〇、鮪船・秋刀魚船各一三、雑漁船六六、漁夫五五〇にして、遭難船二艘、死亡漁夫十七人あり、高鈴村会瀬は鰹船四、鮪船、秋刀魚船各三、雑漁船一〇〇、漁夫一八、日立村は雑漁船六一、漁夫一〇八、日高村は雑漁船七三、漁夫七五にして孰れも遭難舟なし、豊浦町は鰹船一〇、鮪船、ギス船各三、秋刀魚船五、雑漁船九〇、漁夫三七〇にして遭難船六艘ありしも死亡者なし、櫛形村は雑漁船二

二、漁夫四二、松岡村は雑漁舟七、漁夫七、北中郷村磯原は雑漁船二四、漁夫二四にて遭難者なし、大津町は鯉船三〇、ギス船九、雑漁船一二六、漁夫一二〇にして遭難船一艘、死亡一人あり、平潟町は鯉船五、秋刀魚船一、ギス船三、雑漁船五〇、漁夫二三〇にして遭難船一艘もなし、

遭難船の数 は総船数二千二百二十一艘中二十三艘にして、魚腹に葬むられしは各船を通じ一万二千八百三十三人中僅に三十人なり

遭難の場所 は銚子地先一艘（十一人死亡）、鹿島浦一艘（八人死亡）、平潟町二艘（一人死亡）、磯崎五艘、村松村一艘、久慈町二艘（四人死亡）、会瀬一艘、川尻六艘、高戸一艘、大津町二艘（一人死亡）

遭難の日時 は一月九日久慈地先、三月九日川尻地先、同十七日銚子河口、同十九日鹿島浦、磯原沖、平磯沖、同二十一日平磯沖、四月五日川尻沖、同十三日高戸沖、五月二十八日久慈河口、同二十八日磯崎沖、六月二十九日同、九月二十四日同、十月九日大津地先、十月四日村松海岸、同六日磯崎沖、同十二日同、12月25日会瀬沖なりしと

史料30 大正6年1月 河原子町手繰網船遭難報道
（『いはらき』大正6年1月19日付）
二十余艘の漁船 激浪に翻弄さる 河原子沖合で遭難

河原子町にては昨日正午頃より沖合の風浪高く、折柄出碇中の七、八人乗手繰網漁船二十余艘は海岸に漕寄せんとせしも、小船の事とて波濤に翻弄され容易に帰浜するを得ざるより、同町漁業組合にては平潟港に碇泊中の福島県水産試験場所属磐城丸の救助を求むる為め本県沿海水産組合に照会し来りしを以て直に県水産事務所より磐城丸に救助方電報を発したるより同方面に出動したるが、幸ひ救助し得たるや否や、昨夕迄には何等の情報に接ざりき

（6）その他

史料31 明治41年6月 大鋸屑放流禁止請願報道
（『いはらき』明治41年6月26日付）
鋸屑放流の禁止（請願は採用せらるべし）

久慈・多賀二郡に於ける十数ヶ所の挽材工場より附近の河川に放流する鋸屑（おがくず）が平潟・大津・磯原・高戸・伊師浜・豊浦・日高・日立・会瀬・河原子・坂上等海岸の藻類繁殖を妨げ、魚族の繁殖を害するを以て之等関係各漁業組合長は右鋸屑の放流を禁止されたい旨森知事に請願したることは昨紙記載の如くなるが、右請願の趣旨は尤もの次第にして且つ鋸屑を処分する費用と魚族海藻類の繁殖を妨害する損失とは到底相償はざるを以て県当局者は利害の関係上請願者の意見を採用し、鋸屑の放流を禁止するに至るべしと野本勸業課長は語れり

史料32 明治45年2月 河原子町青年会・水難救助団活動報道
（『いはらき』明治45年2月14日付）
河原子町の昨今

多賀郡河原子町青年卒礪会、各支会の夜警は何れも目覚しき活動を続行罷在候、其勤勞は何人も承認する処と信じ申

候、加ふるに支会員の多くが漁夫なるにも拘らず毎夜午前二時迄受持内を幾回となく巡視警戒し、寝に就くの暇なく乗船出漁する勇氣には深く同情を禁ずる能はず候、第一支会にては事業開始の第一着手として町内に警鐘を建設し、去る三日竣工仕り申候、友部・益子・梶山・宮本・吉田の五幹事を鈴木支会長の熱心云ふ迄も無之候へ共、特別賛助員の声援大に与つて力あるものと存候、水難救助団は前記青年会の組織せられざる以前に発会し、好評噴々たるものにて候、名実真に全ふし屢々勇敢なる行為ありしは、町民挙て賞讃措く能はざる所に候、然るに二、三有力者之を青年会と併合せしめんと五日午後より同町旅館岩崎樓に救助団総会を招集し、一と先づ解散の決議を断行し仕り候が、追て両立の青年会を一団となす由に有之候間、今後の救助団は尚は一層活動する事請合に候、旧歳晩の不景気は話の外に候、之と申すも不漁の然からしむるものにて何んとも気の毒の至りに候、一例を申し上げんに十銭銀貨にて八銭の白米を購ひ二銭の剩銭を家族の湯銭に充てるの一事を見ても、如何に内幕の窮状を告げ居るや推し得べく候、来る大晦日の大厄と寝喰の多き正月を如何に過すべきやは、今より想像すれば長大息の至りに候、漁撈の改良は結構の極みにて在来の漁船に打瀬網を据付け出船せしものは鈴木文平・小又清重・鈴木繁太郎・佐藤清之介の四氏にして、友部忠七・根本福松・黒沢政吉・佐藤誠太・川上多吉・友部磯吉・大内峰松・友部常七其他の漁業家も出船準備中に有之候、幸ひ以上諸氏の計画其図に当り今や飢と寒気に泣ける漁民を再び光明ある生活状態に復せしむるも近きに可有之と存じ候

史料33 明治45年6月 河原子町商人評判報道
（『いはらき』明治45年6月19日付）
河原子町商店評判記 [抄録]

大内三之助は性活潑、鮮魚と雑貨を商ひつゝあり
友部栄吉は祖先より代々漁業を営み、四十四年度鯉漁は県下最大漁獲者に列し、総額実五千二百円、船長友部西之介は模範船長として青年団より表彰せらる、又今権現と紳名さるゝ渡辺彦三郎の如き勇敢なる漁夫あり
鮮魚荷造の傍らに刺肉（さしみ）・塩焼・煮肴等何れにても一品一切れの需要に応ずる魚商は根米沢久米吉と称し、勉強家なり
鈴木繁太郎は鮮魚販売の傍ら漁業に従事し、町会議員と漁業組合理事を兼ね、近頃組合事務改革の結果、氏は専務理事となり専ら会計を掌り事務の整理に努めつゝあり

参考 漁船の動力化について『史料 川尻の漁業』収録史料

史料36 大正12年12月 遠洋漁業対応の県施策報道
（『常総新聞』大正12年12月9日付）
漁業開発のため 中堅漁業家を養成 各沿海漁村より募集し 来春講習会を開く予定
本県に於ける沿海漁業の状況を見るに発動機漁船は二百七十四隻にして、磯浜三十二隻、湊七隻、平磯十隻、久慈三

十八隻、高鈴村六隻、豊浦四隻、大津二十隻、平潟二十二隻、波崎七十隻で、機汽底曳網数は二百七船である、漁獲物は鮪、鰹、秋刀魚、鰯、鱈、鯛、かれひ、ほうぼう、方頭魚、鮑、蛤、姥貝、たこ、昆布、和布等が主なるもので、この年産額も五百万円を越えてゐる、尚製造魚類も二百万円を越えてゐるが、千葉、福島、宮城、岩手の隣接各県に比すれば其の遜色を見られてゐる、殊に遠洋漁船は政府が補助金を交付し、建造を奨励してゐるけれど、本年は僅二隻の建造あつたに過ぎない、県はこの不振の漁業を振興し、県産業を開発せんとしてゐるが、適切なる方法も認められてゐないのである、これを放任し置かば漁村は廃滅の憂ひがあるので、極力救済を意味した奨励方針をとつてゐる、就中遠洋漁業に於ける経済的多獲法及びこの供給方法又は製造方法を改善して漁業発展を期するため、県水産試験場では来年一月八日より三月三十一日迄中堅漁業家を養成する漁業伝習会を開催する予定で、各沿海漁業に希望者を募集してゐる、尚この期を利用し三種運転士養成の船舶職員講習会を開催する筈である

史料37 大正13年10月 県下漁船の小型化傾向報道
 (『常総新聞』大正13年10月11日付)

小型漁船と漁業経済の関係 大型より小型漁船へ
 一般漁村に現れた新傾向
 本県に於ける小型発動機船は現在三十五隻に達し、将来の増加見込み数約二十隻にして小型船に三馬力、五馬力、六馬力、八馬力、十馬力位の発動機を据付け、漁船に依り五六人乃至十二三人の漁夫を乗込ませ、鰯刺し網漁業を主とし、その他鯛、ひらめの延縄、一本釣等沿岸漁業に従事

しつつある、之等の漁船は帆又は櫓を以て出漁したるも、動力の利用に依り漁場往復の時間を短縮し或ひは天候急変の際避難等に至便なるため漸次増加の傾向にあり、尚近年は沖合漁業不振にして漁夫の収入不確実の爲め幾分資力ある者の内には自ら小型船を経営する者を見るに至つた、各浜に於ける小型漁船の数を挙げれば

| | 数 | 馬力 | | 数 | 馬力 |
|-----|----|-----|----|---|-----|
| 磯浜 | 七 | 五一八 | 磯崎 | 七 | 三一五 |
| 河原子 | 二 | 六一十 | 会瀬 | 二 | 八一十 |
| 日立 | 一 | 三 | 坂上 | 一 | 六 |
| 日高 | 一 | 三 | 磯原 | 二 | 五 |
| 大津 | 一〇 | 三一 | 平潟 | 一 | 三 |

にて主なる漁撈は鰯刺し網、鯛釣り、採鮑、曳船網、さんま流し網、小目流し網、鰹釣等で、然して小型発動機船の増加が漁業に及ぼした影響は、第一に大型漁船の漁夫より比較的収入の確実なるため小型漁船の漁夫又は船長に転任する者を生ずる傾向で、現在に於ては未だ憂慮する程度に達しないが、今後多きを加へる場合は漁夫の雇用上多大の影響あるべく、第二は発動機利用に依り遭難を減ずる傾向で、第三には小型発動機船の利用に伴ひ帆船時代と異なり漸次其経営資本化するを以て他人『魚商人及漁具船具販売者』より仕込みを受け経営する者の増加する傾向で、故に好漁の場合は左程苦痛を受けないが、一旦不況に陥りたる場合には却つて沿岸漁業の疲弊を招来すべく観測される結果、資金融通の途を開き又は漁船利用上遺憾なき指導するの必要を認められる

2 昭和戦前期の河原子町漁業統計

河原子浜の漁業に関する統計史料も、昭和戦前期の一時期についてだけしか残されていない。残された数少ない史料の中からであるが、以下のように統計をまとめてみた。

第1表は河原子町の「事蹟簿」から作成したものである。昭和3年から国分村・鮎川村と合併する直前の13年までの漁獲高統計で、昭和9年から11年までの3ヶ年は「事蹟簿」を欠いており、不明である。事蹟簿の諸生産統計の数値についてはその信憑性に疑問をもたれる点もある。たしかに細かな数値には疑問があるものもあるが、全体的な漁獲高等の推移の傾向をみるには十分な数値である。

たとえば、カツオについてみると、表からは昭和5年までしか漁獲がなかったことになる。カツオの若干の漁獲はあったにちがいないが、その量はもう河原子町の主要な漁となっていなかったことを、第1表の数値は示している。前節の明治・大正期の新聞にカツオ漁のことが多く報道されているのに、昭和期それがまったく見いだせないことをみれば、昭和期に入り河原子町のカツオ漁が衰退していることを新聞記事は間接的にだが見付けているのではないだろうか。事実、第3表にみるように、タイとアワビ漁が主要漁業とされており、カツオ漁をあげていないのであ

る。

その昭和戦前期におけるタイ・アワビ漁が、総漁獲高(価額)の半分以上を占めていることを第1表は示している。ついでタコ漁で、他の漁はそれら三つの漁とは一桁小さい漁獲(価額)をあげているにすぎない。このようなタイ・タコ・アワビ漁は、一人乗組みの「小舟漁」である。一艘に数人あるいは10人以上の乗組員を擁する大型の漁業は、この時期にはほとんどなされていなかった、と言えるだろう。

第2表は多賀町となってからの統計である。この表の数値のなかには、水木浜の分も含まれていると考えられるので、すべてが河原子浜の漁獲高ではない。なお、水木浜の漁業は坂上村として昭和元年4,050円、3年13,687円、12年には7,810円の漁獲があった(「坂本村事蹟簿」)。

第3表は茨城県水産課発行の『茨城の水産』から抜きだしたものである。『茨城の水産』も毎年発行したのかどうか不明で、この統計も断片的なものとなってしまった。しかし昭和6年から14年までの動きは大よそつかめるだろう。この表も昭和戦前期を通じて全体として河原子町漁業の退潮をさし示している。漁業経営者数、労働者数、漁船

数、漁獲高のすべての面において、その傾向は顕著である。なお、この統計数値のなかで、漁獲高76,000円という値は第1表のそれとは大きく異なる。どちらの値を実態に近いものとするか、他に史料を見いだしてから検討することにしたい。

第4表も第1表から第3表までが示す河原子町漁業の動向を跡づけている。

以上簡単に昭和戦前期の生産統計について概略を説明してきたが、漁船の小型化に象徴される河原子町漁業の衰退の背景、および昭和14年に河原子町内に日立製作所多賀工場が建設され稼動するにおよんで河原子町の漁業がどのような変化をきたすのか、この2点について後日の検討課題としておきたい。

第1表 昭和3～13年 河原子町漁獲高

(河原子町「事蹟簿」)

上段は数量・単位貫、下段は価額・単位円、—は記載なし [昭和9・10・11年の事蹟簿欠]

| | カツオ | サバ | タイ | ヒラメ | アワビ | タコ | ワカメ | イワシ | その他 | 計 |
|-----|-------|-------|--------|-----|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 昭和3 | 2,000 | 500 | 1,500 | 200 | 1,500 | 2,000 | 600 | 2,000 | 9,300 | 19,600 |
| | 2,000 | 300 | 4,500 | 400 | 3,300 | 2,600 | 300 | 500 | 4,430 | 18,340 |
| 4 | — | 7,000 | 15,000 | 269 | 1,420 | 2,600 | 1,000 | — | 300 | 27,350 |
| | — | 2,100 | 30,000 | 404 | 2,412 | 2,600 | 500 | — | 900 | 39,000 |
| 5 | 2,250 | 4,650 | 15,350 | 269 | 1,420 | 2,121 | 1,170 | — | 1,500 | 28,730 |
| | 1,125 | 930 | 27,630 | 404 | 2,412 | 848 | 351 | — | 527 | 34,227 |
| 6 | — | — | 11,532 | 74 | 1,310 | 89 | 650 | — | — | 13,655 |
| | — | — | 16,145 | 89 | 2,620 | 36 | 130 | — | — | 19,020 |
| 7 | — | — | 8,500 | 300 | 1,200 | 900 | 500 | — | 10,000 | 21,400 |
| | — | — | 15,300 | 360 | 2,040 | 450 | 200 | — | 18,350 | 28,350 |
| 8 | — | — | 8,164 | 184 | 1,499 | 2,025 | 5,000 | — | 14,947 | 31,819 |
| | — | — | 14,695 | 221 | 2,548 | 1,215 | 600 | — | 3,763 | 23,042 |
| 12 | — | — | 50 | 55 | 1,000 | 6,500 | 5,800 | — | 6,400 | 19,805 |
| | — | — | 200 | 121 | 1,800 | 5,200 | 1,160 | — | 372 | 8,853 |
| 13 | — | — | 337 | 219 | 830 | 1,080 | — | — | 7,873 | 10,339 |
| | — | — | 1348 | 548 | 1,660 | 1,620 | — | — | 1,716 | 6,892 |

第2表 昭和16・17年 多賀町漁獲高

(河原子町「事蹟簿」)

上段は数量・単位貫、下段は価額・単位円、—は記載なし

| | カツオ | スズキ | タイ | ヒラメ・カレイ | アワビ | タコ | ワカメ | その他藻類 | その他 | 計 |
|------|-------|-----|--------|---------|-------|-------|--------|--------|--------|---------|
| 昭和16 | — | 30 | 3,617 | 1,630 | 1,872 | — | 13,485 | 68,300 | 3,745 | 92,679 |
| | — | 210 | 28,886 | 8,150 | 9,360 | — | — | — | 10,537 | 57,143 |
| 17 | 1,684 | 366 | 4,719 | 236 | 3,670 | 4,080 | 20,370 | 79,250 | 2,308 | 116,683 |
| | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

第3表 昭和6・9・14年 河原子町漁業の概況

(『茨城の水産』昭和7・11・15年版)

| | 漁業経営者数(人) | | 漁業労働者数(人) | 漁船数(隻) | | | | 主要漁業 | 漁獲高(円) |
|-----|-----------|----|-----------|--------|----|-----|-----|-------------------|--------|
| | 本業 | 副業 | | 動力付漁船 | | 和船 | | | |
| | | | | 大中型 | 小型 | 釣船 | その他 | | |
| 昭和6 | 147 | 40 | 113 | — | 8 | 123 | 45 | 鯛釣・採鮑 | 76,000 |
| 9 | 98 | 31 | 102 | 1 | 8 | 120 | 11 | 小舟漁・小型発動機船漁・採鮑・採藻 | 72,800 |
| 14 | 94 | 10 | 80 | — | 2 | 80 | 8 | 小舟釣・採鮑 | 37,818 |

第4表 昭和6・9・14年 河原子町鮮魚の移出 (『茨城の水産』昭和7・11・15年版)

| | 鮮魚商戸数 (戸) | 従業員数 (人) | 主な移出品 | 移出高 (円) |
|-----|--------------|-------------|------------|------------|
| 昭和6 | 4 | 16 | タイ・マグロ・アワビ | 70,000 |
| 9 | 3 | 6 | タイ・ヒラメ・アワビ | 51,900 |
| 14 | 3 | 8 | タイ・ヒラメ・アワビ | 23,100 |

第5表 昭和3～13年 河原子町職業別従事者数・戸数 (河原子町「事蹟簿」)
本業者のみ 昭和8～11年まで史料を欠いている

| | 農業 | 水産業 | 工業 | 商業 | 交通業 | 公務・自 由 | その他 | 計 |
|-----|-------|-----|----|-----|-----|-----------|-----|-------|
| 昭和3 | 男 398 | 255 | 40 | 143 | — | 22 | — | 1,411 |
| | 女 377 | 30 | — | 143 | — | 3 | — | |
| 5 | 男 398 | 255 | 40 | 143 | — | 22 | — | 1,411 |
| | 女 377 | 30 | — | 143 | — | 3 | — | |
| 6 | 男 417 | 223 | 80 | 146 | 3 | 30 | 12 | 1,471 |
| | 女 388 | 30 | — | 115 | — | 7 | 20 | |
| 7 | 男 42 | 223 | 80 | 149 | 3 | 30 | 12 | 1,485 |
| | 女 384 | 30 | — | 124 | — | 7 | 20 | |
| 12 | 395戸 | 150 | 38 | 20 | 3 | 40 | 7 | 653 |
| 13 | 380 | 150 | 40 | 30 | 5 | 52 | 11 | 668 |

史料 河原子の漁業

日立の水産歴史篇2

2021年12月3日発行

編集・発行 日立市の歴史点描